

第2回 働き方に関する政策決定プロセス有識者会議
事務局提出資料

平成28年9月23日
厚生労働省

【目次】

1. 労働政策審議会の在り方に関する提言等……………P2
2. 第1回会議における主なご意見……………P3
3. 諸外国における政策立案過程の三者構成の現状…………… P5
4. 労働政策の政策決定スピードについて…………… P6
5. 参考資料……………P9

1. 労働政策審議会の在り方に関する提言等

・平成27年規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、「多様な働き手のニーズに応えていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。」との内容が盛り込まれた。これを受け、平成28年6月のフォローアップにおいて、「働き方の多様化等に、よりの確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。」とした。

・また、自民党の「多様な働き方を支援する勉強会」(会長:川崎二郎、事務局長:穴見陽一)からも「労働政策審議会に関する提言」(平成28年2月23日)を受けており、地方人材の活用等の指摘を受けている。

平成28年5月19日公表 規制改革会議(第63回)「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(抄)

規制改革実施計画 (平成27年6月30日 閣議決定)における 実施内容	実施状況 (平成28年3月31日時点)	今後の予定 (平成28年3月31日時点)
----------------------------------------------	------------------------	-------------------------

①多様な働き方の実現

多様な働き手のニーズに応えていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。 (平成27年度中に検討)	2035年の環境変化を見据え、一人ひとりの希望と能力、ライフスタイル等に応じた多様な選択肢のある働き方が可能な社会の実現に向けた検討のため、平成28年1月に若手をはじめ幅広い分野・立場の有識者から構成する『働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために』懇談会を設置。平成28年3月末までに4回の会合等を開催し検討を行っている。	平成28年夏に懇談会報告書を取りまとめる予定であり、当該報告書を踏まえ多様な働き手のニーズに応えるための政策立案を行うとともに、可能な政策から直ちに講じる。 さらに、働き方の多様化等に、よりの確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。
--------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第190国会における「労働政策審議会に関する提言」(抄) (平成28年2月23日 自由民主党 多様な働き方を支援する勉強会)

- ・ 労働政策審議会事務局が結論ありきではなく、委員の闊達な議論を喚起するよう運営を見直すべき
- ・ 本審議会、分科会、部会の委員の5割を地方人材にすべき
- ・ 分科会、部会の設置及び委員構成については定期的に厚生労働大臣がその適切性を評価して、諮問の期待に応え得るよう適切に改めるべき
- ・ 労働政策審議会の各会議をテレビ会議化すべき
- ・ ILOの政労使三者構成の原則を踏まえ、政策を議論する場面においては、厚生労働省の政務三役が会議に参加するなど、「政」の役割を強化すべき
- ・ 労使代表委員については、現行の労働構造・産業構造と比して著しくバランスを欠くことがないよう見直し、サービス業や非正規雇用者を多く雇用する業界の代表、昨今の労働問題に関与の深い業種などを考慮し、我が国の労使の代表たるに相応しい委員を選任すべき

2. 第1回会議(7月26日開催)における主なご意見①

政策決定に当たっての議論について

- 労使の利害調整の枠を超えて、経済全体の中で労働政策の大きな方向性を議論する場がない。
- 適切な論点提示、個別の利害を超えた労働者全体、使用者全体の現在、将来を踏まえた交渉、意見の開示ができるようになれば労政審もよくなっていく。
- 労政審で戦略的・横断的議論ができるよう、本審で労働政策の方向性を議論し、そこで方向付けした大枠にしたがい分科会等で個別政策を議論すべき。
- 労政審を通さないと法律制定・改正ができないのかは議論していくべき。
- 政策決定に当たっては、エビデンスに基づいて決めることが重要。労政審で議論すべき問題について、必ずしもデータが示されていない。労政審の委員はデータに基づいた議論を行うことが必要。
- 労政審で労使に十分に意見をきいた後には、公益委員や政治が決めるというやり方があってもいいのではないか。

三者構成について

- 雇用労働政策については、実態を熟知した労使が議論することが不可欠。三者構成の原則は崩すべきではない。
- 労政審の三者構成原則は労使同数でないのだめなのかは議論していくべき。
- 労使対等でやってこそ法律の民主的正当性も出てくる。
- 多数決の原理等からも労使同数で議論することは必要。
- 三者構成原則の維持は、労側が、内部で意見対立がある中でそれらを集約して、労政審で意見表明できることが大前提。
- 「政労使」では政権によって方向性が変わってしまうことが考えられるので、政策の安定性の点では、現在の労政審の「公労使」の方がメリットがある。

2. 第1回会議(7月26日開催)における主なご意見②

代表性について

- 働き方が多様化する中で労働者代表が非正規労働者を代表できているのか。
- 世代や地域の違いという視点から多様な議論ができる人を委員とすることを検討すべき。
- 委員の多様性と政策決定のスピード感は両立しない。大局的な観点から意見を言える人の人選が必要。
- どのような出身母体かということと、その人に求める役割は異なる。
- 労働者同士の対立、使用者同士の対立があるため、それら対立も理解した上でそれらを統合できる人が理想。
- 労働者側だけでなく、使用者側も多様性の確保が必要。
- 公益委員の数を増やしても良いのではないか。また、様々な分野の専門家を公益委員に加えても良いのではないか。

政策決定スピードについて

- 環境の変化に応じて政策を変えていくことが必要。
- 労働政策の決定に当たって、時間がかかることが問題である。
- 稚拙に制度を変えた場合に生じるデメリットと同時に、慎重に議論した場合の機会損失の双方のバランスを考慮することが必要。

3. 労働分野に係る政策立案過程の各国比較

	フランス	ドイツ	オランダ	イギリス	アメリカ
政(公)労使三者構成制度の現状	<p>○労働立法及び改正の際には、労使との事前協議を行うことが政府に義務付けられている。事前協議の後、法律案のテーマに応じて、政労使三者構成による「全国団体交渉全国委員会」(労使同数)、「雇用高等委員会」(労使各10)、「全国生涯職業訓練評議会」(労5、使6)に対して諮問がなされる。</p> <p>○憲法第70条により、「経済的、社会的性格をもつ全ての計画または全ての法律案は、意見を聴取するために経済社会評議会に付託される」ことが定められている。</p> <p>○その他、労働・雇用に関する政労使三者構成機関としては、「雇用方針評議会」(労8、使7)、「労働条件評議会」(労9、使6)、「年金政策指導評議会」等がある。</p> <p>○Pole emploi(公共雇用サービス機関)が、政労使三者構成の運営委員会が統治するANPE(公共職業紹介サービス機関)とUNEDIC(労使同数、失業保険の管理運営機関)の統合により設立され、労使の関わりがさらに強化された。</p>	<p>○連邦省庁共通職務規程(GGO)第47条では、法案を作成する際に利害関係が生じる州、地方自治体中央団体及び専門家団体や諸団体に草案を送ることが規定されている。この規定に照らして労働政策関連法案作成時には労使から意見を聞く。</p> <p>○最低賃金政策に関して、最低労働条件法に基づく公労使の中央委員会(Hauptausschuss)(公3、労使各2)などが存在する。</p> <p>○社会法典第3編に基づく連邦雇用エージェンシーの管理評議会(Verwaltungsrat)(政労使各7)が三者構成制度として存在する。</p>	<p>○社会経済協議会(SER)が公労使三者構成(各11)による、政府の最高諮問機関である。</p> <p>○労働協会(SvdA)は労使の二者構成(労使各8)による最高協議機関であり、この労働協会と政府との協議に基づき、産業別労使交渉の大枠を決定する。</p> <p>○その他、政労使三者構成による雇用・所得協議会(Raad voor Werk en Inkomen)が労働市場政策について協議、勧告を行っている。</p>	<p>○立法過程においては、労使を含め広く一般に対する意見聴取を、法案の議会提出前までに、パブリック・コンサルテーションを通じ実施。</p> <p>○近年、EU指令の国内法化に際して政府が代表的労使団体に協定の締結を促し、その内容を法案に反映する事例がみられる。</p> <p>○個別分野では、例えば我が国の最低賃金審議会にあたる低賃金委員会(公2、労使各3)など、労使の参加する諮問組織等が政策の立案や実施に影響力を持っている。</p>	<p>○全米レベルで、労働政策の立案に関する常設の三者構成機関はない。</p> <p>○特定の分野について、三者構成の審議検討機関が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILOに関する事項 ・自由貿易協定の労働条項に関する事項

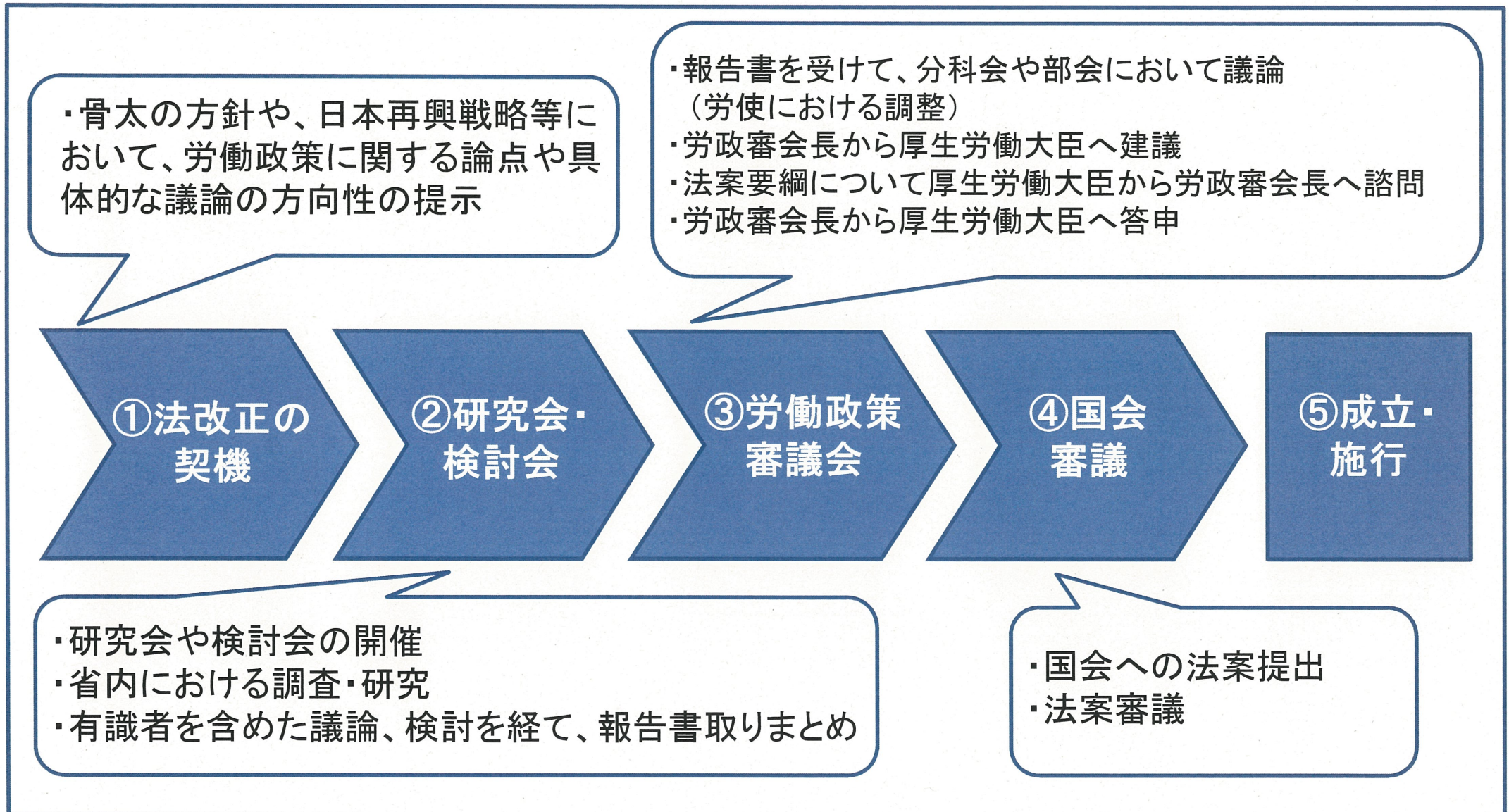
【資料出所】

○フランス、ドイツ、オランダ、イギリスについて
 「政労使三者構成の政策検討に係る制度・慣行に関する調査－ILO・仏・独・蘭・英・EU調査－」
 (JILPT資料シリーズ No.67 2010年3月より)をもとに、労働政策担当参事官室において作成。

○アメリカについて
 「米国の労働政策立案プロセス」(2014年7月在米大作成)
 をもとに、労働政策担当参事官室において作成。

4. 労働政策の政策決定スピードについて

【労働政策の決定プロセス(一例)】



労働政策の政策決定スピードについて

項番	法案名	契機(日本再興戦略等に記載された時期)	研究会、検討会等での検討期間	労政審での審議期間	国会での審議期間(※)	総期間(契機から法案成立まで)	備考
1	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律案(職業安定法及び雇用対策法関係部分)(平成28年法律第47号)	-	1.8か月	0.0か月	2.1か月	7.6か月	法律案は内閣府地方分権改革有識者会議雇用対策部会で検討。労政審は検討状況の報告、諮問・答申のみ
2	雇用保険法等の一部を改正する法律案(平成28年法律第117号)	平成27年6月30日	-	5.5か月	2.0か月	9.1か月	雇用保険法関係
3	雇用保険法等の一部を改正する法律案(平成28年法律第117号)	平成27年6月30日	8.7か月	3.6か月	2.0か月	9.1か月	育児・介護休業法等関係 有識者会議は育児・介護制度のみ
4	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(平成27年法律第72号)	平成26年6月24日	-	5.5か月	5.9か月	14.8か月	
5	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(平成27年法律第73号)	平成25年6月14日	10.2か月	6.1か月	18.3か月	35.3か月	H26.6.22 審議未了により廃案 H26.11.21 衆議院解散により廃案
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(平成27年法律第64号)	平成26年6月24日	-	2.0か月	10.5か月	14.3か月	H26.11.21 衆議院解散により廃案
7	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(平成26年法律第137号)	平成25年12月7日	-	1.9か月	8.6か月	11.6か月	
8	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(平成26年法律第82号)	-	(受動喫煙防止関係) 10.7か月	15.0か月	-	-	H24.11.16 衆議院解散により廃案
			2.8か月	8.0か月	3.3か月	12.5か月	
9	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(平成26年法律第27号)	-	7.5か月	28.3か月	2.0か月	38.9か月	
10	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(平成26年法律第28号)	平成25年6月14日	2.3か月	3.5か月	2.0か月	10.2か月	

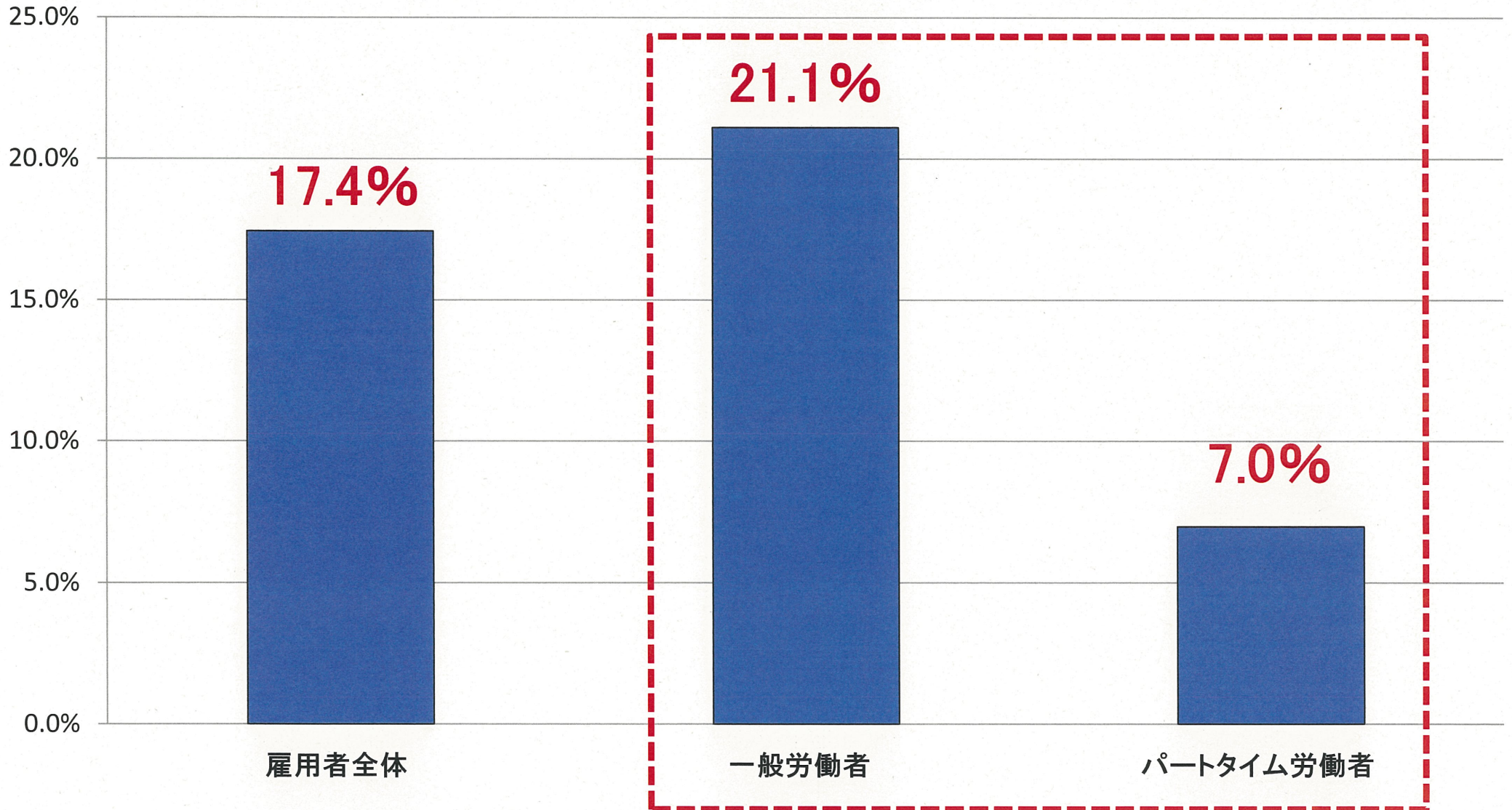
項番	法案名	契機(日本再興戦略等に記載された時期)	研究会、検討会等での検討期間	労政審での審議期間	国会での審議期間(※)	総期間(契機から法案成立まで)	備考
11	雇用保険法の一部を改正する法律案(平成26年法律第13号)	平成25年5月19日	-	7.9か月	1.9か月	10.4か月	
12	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(平成25年法律第46号)	-	8.6か月	5.1か月	1.8か月	19.1か月	
13	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(平成25年法律第15号)	-	-	2.8か月	2.1か月	5.4か月	審議開始と同時に建議
14	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(平成24年法律第78号)	平成22年6月18日	7.6か月	5.5か月	5.8か月	26.8か月	
15	労働契約法の一部を改正する法律案(平成24年法律第56号)	-	18.8か月	16.9か月	4.4か月	41.9か月	
16	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(平成24年法律第27号)	-	5.5か月	3.1か月	-	-	H21.7.21 衆議院解散により廃案
			-	4.7か月	24.1か月	50.1か月	上記廃案になった法案について、リーマンショック等の雇用情勢の変化に対応するための見直しを行い再提出
17	現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(平成24年法律第9号)	-	-	3.8か月	2.0か月	6.1か月	
	平均(過去5年で成立したものの平均) ※項番8、16のうち廃案となったものを除く。		7.6か月	6.5か月	5.8か月	19.0か月	

※ 法案によっては廃案や継続審議によって複数の国会をまたいでいるものもあるが、当初の提出日から成立日までをカウントしている。
ただし、項番8及び16については、廃案となった法案に所要の修正を加えた上で再提出しているため、再提出日から成立日までをカウントしている。

參考資料

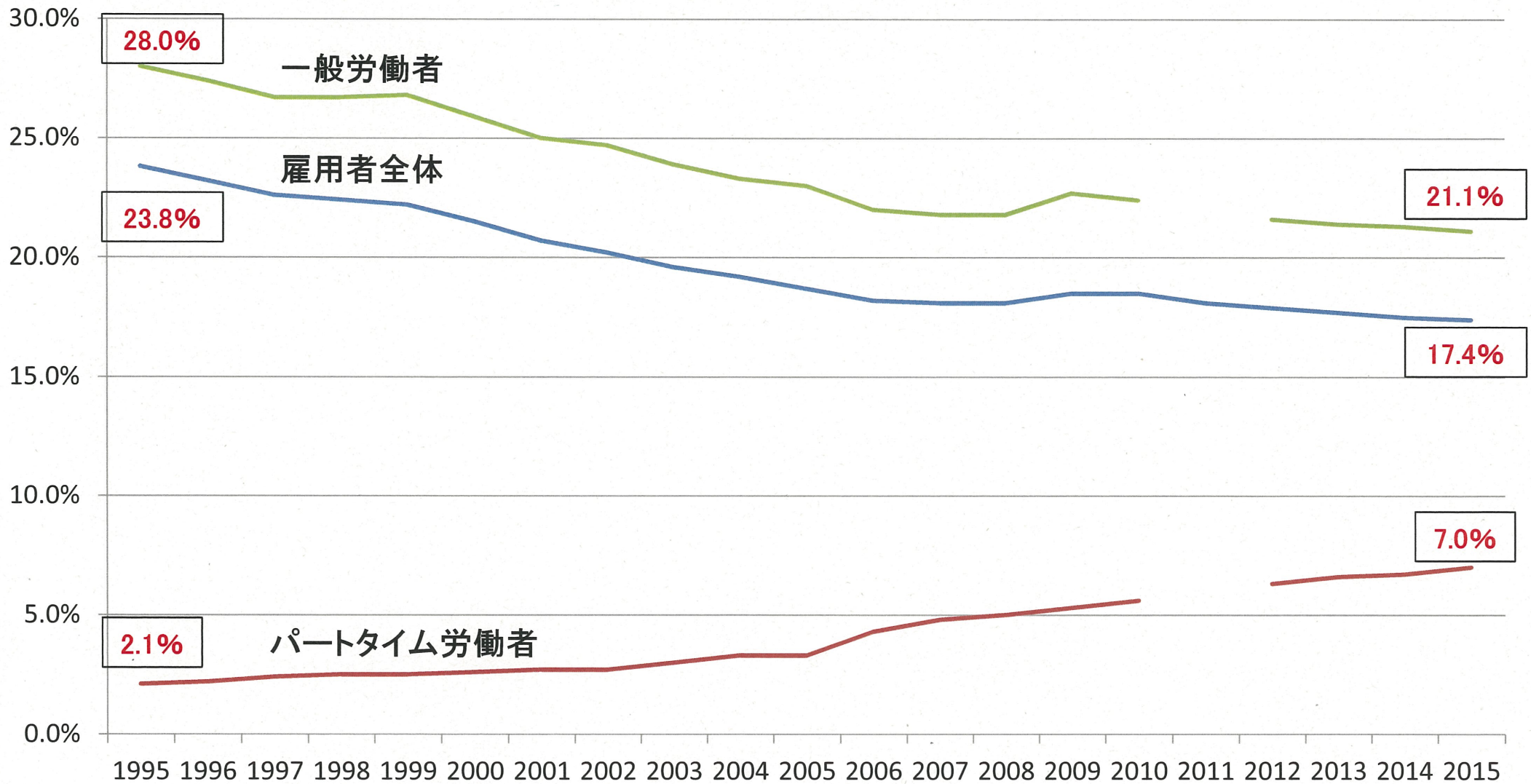
1. 労働組合の推定組織率①

一般労働者と比較して、パートタイム労働者(≒非正規労働者)の労働組合の推定組織率は低い。



1. 労働組合の推定組織率②

過去20年間(1995～2015年)の労働組合の推定組織率の推移は以下の通り。

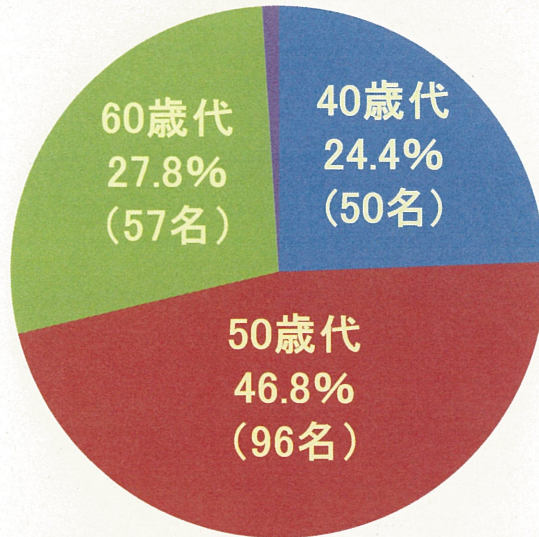


* 2011年は東日本大震災の影響により「短時間労働者数」の推計値を公表していないため、一部グラフに空白箇所が生じている。

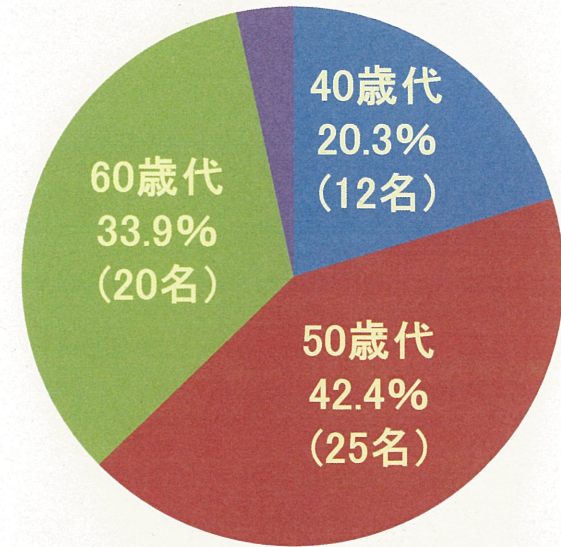
2. 労働政策審議会委員の年齢構成①

労働政策審議会委員（分科会・部会含む）の年齢構成を見ると、ほとんどが40歳代～60歳代の委員で占められている。

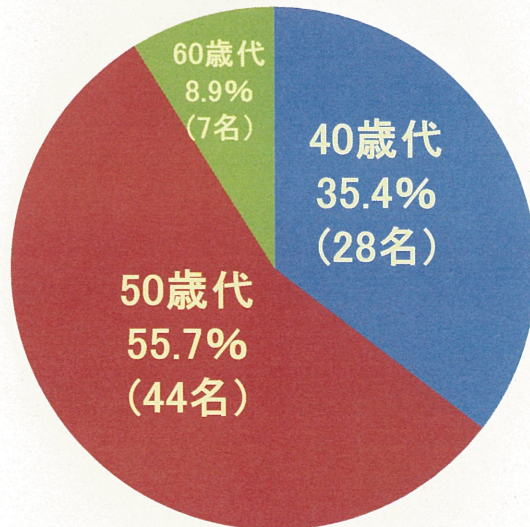
委員全体



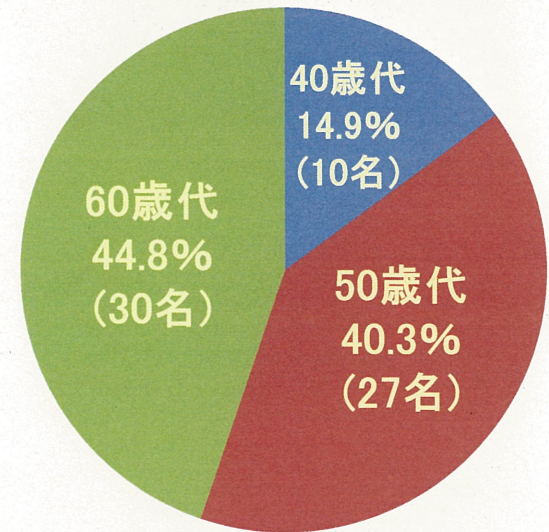
公益代表委員



労働者代表委員

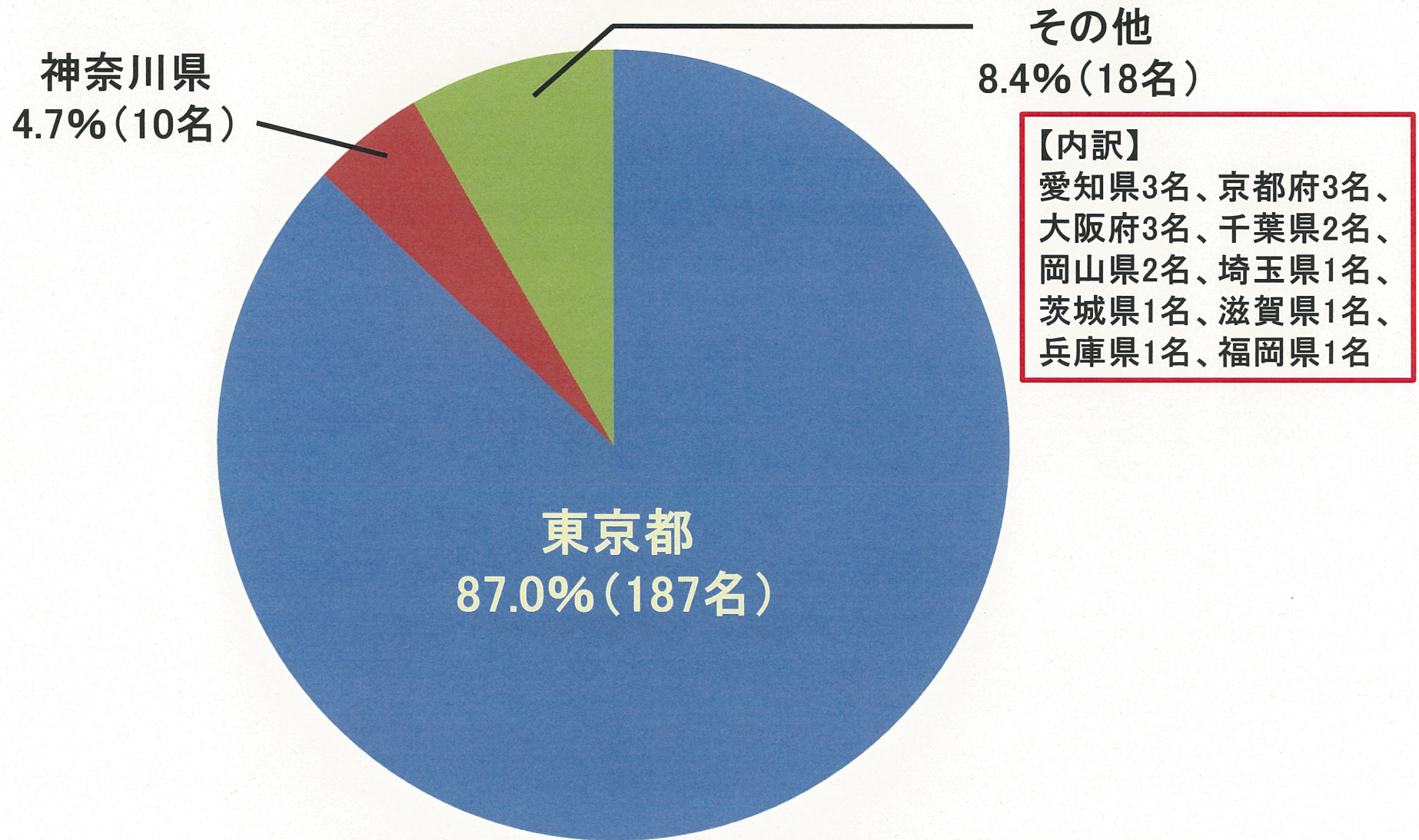


使用者代表委員



3. 労働政策審議会委員の勤務地

労働政策審議会委員（分科会・部会含む）の勤務地を見ると、ほとんどが東京都（首都圏）となっている。



4. 産業別雇用者数・労使委員構成(分科会・部会含む)の現状①

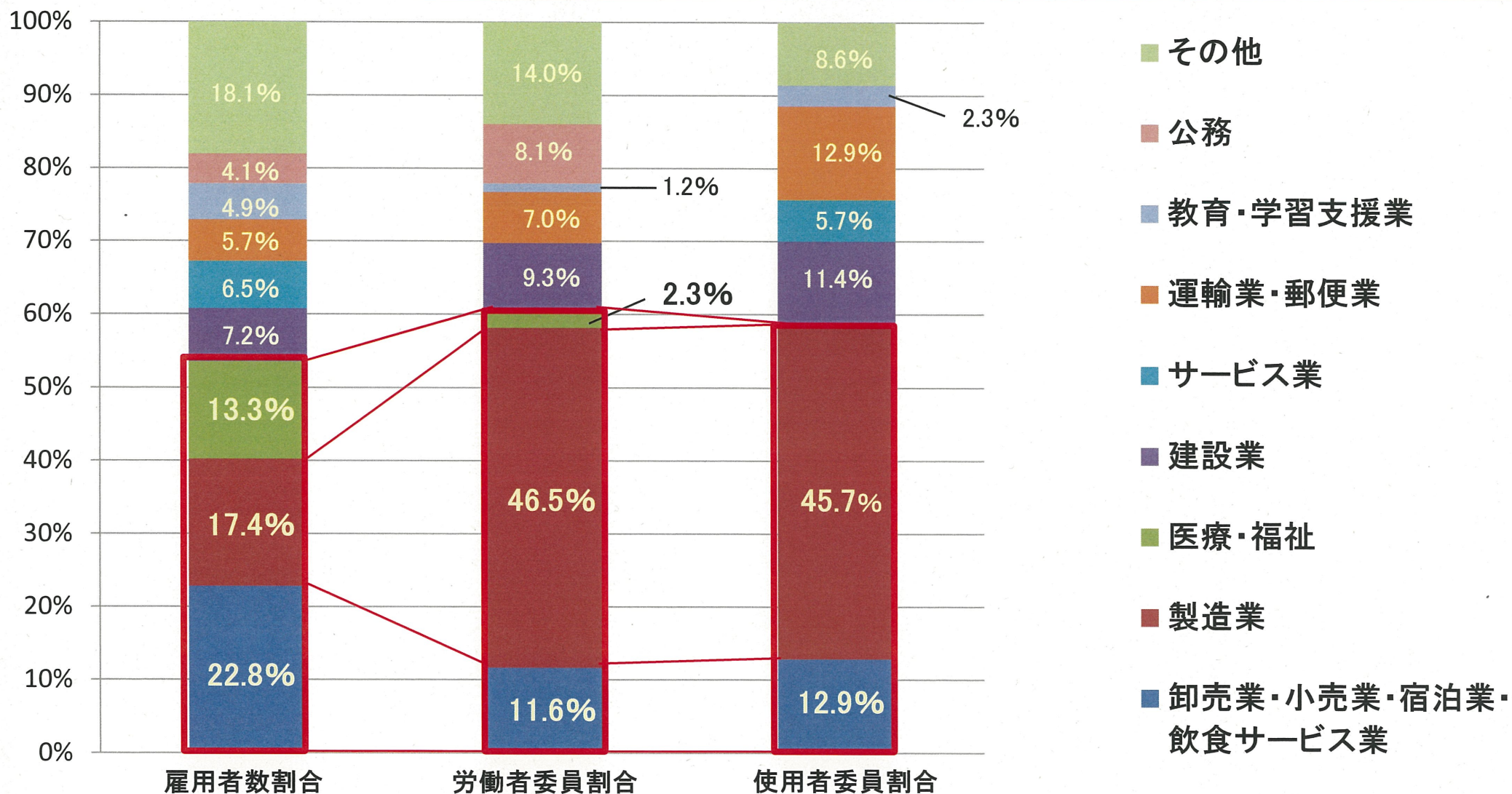
順位	産業	雇用者数 (産業別構成比)	労働者委員数 (産業別構成比)	使用者委員数 (産業別構成比)
1位	卸売業・小売業・宿泊業・ 飲食サービス業	1,287万人(22.8%)	10人(11.6%)	9人(12.9%)
2位	製造業	984万人(17.4%)	40人(46.5%)	32人(45.7%)
3位	医療・福祉	751万人(13.3%)	2人(2.3%)	0人(0%)
4位	建設業	407万人(7.2%)	8人(9.3%)	8人(11.4%)
5位	サービス業	364万人(6.5%)	0人(0%)	4人(5.7%)
6位	運輸業・郵便業	321万人(5.7%)	6人(7.0%)	9人(12.9%)
7位	教育・学習支援業	278万人(4.9%)	1人(1.2%)	2人(2.9%)
8位	公務	230万人(4.1%)	7人(8.3%)	0人(0%)
9位	情報通信業	200万人(3.5%)	4人(4.7%)	3人(4.3%)
10位	生活関連サービス業・ 娯楽業	175万人(3.1%)	0人(0%)	0人(0%)
	その他	645万人(11.4%)	8人(9.3%)	3人(4.3%)
	合計	5,640万人(100%)	86人(100%)	70人(100%)

*この他、使用者・労働者それぞれについて、一般的な利益を代表する者として、使用者団体・労働者団体の事務局等が委員となっている。

*UAゼンセンは様々な産業にまたがっており、組合員の多くを占める「卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業」にて委員の人数をカウント。

4. 産業別雇用者数・労使委員構成(分科会・部会含む)の現状②

各産業の雇用者数割合と比較して、労使委員数割合は「**製造業**」において極端に高い。
逆に「**卸売・小売業・宿泊業・飲食サービス業**」「**医療・福祉**」では低い。



*この他、一般的な利益を代表する者として、労働者団体の事務局等が委員となっている(委員数から除外)。

*UAゼンセンは様々な産業にまたがっており、組合員の多くを占める「卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業」にて委員の人数をカウント。

労働政策の政策決定プロセスの現状について

項番	法案名	骨太方針や日本再興戦略において文言として記載された時期	有識者会議の開始時期	有識者会議の結論が出た時期	労政審の分科会・部会にかけた時期	建議の時期	法案要綱の諮問・答申の時期	国会での法案審議の開始時期(法案の国会提出日)	国会での成立日	法律の公布日	施行日 (複数日に分かれている場合には最も早い時期)
1	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律案(職業安定法及び雇用対策法関係部分)	-	平成27年9月28日 (内閣府地方分権改革有識者会議雇用対策部会)	平成27年11月20日	平成28年2月23日	-	平成28年2月23日	平成28年3月11日	平成28年5月13日	平成28年5月20日	平成28年8月20日
2	雇用保険法等の一部を改正する法律案	平成27年6月30日 (日本再興戦略改訂2015)	-	-	平成27年8月4日	平成27年12月25日	諮問:平成28年1月13日 答申:平成28年1月15日	平成28年1月29日	平成28年3月29日	平成28年3月31日	平成28年4月1日
3	雇用保険法等の一部を改正する法律案	(育介制度部分) 平成27年6月30日 (日本再興戦略改訂2015) (マタハラ部分) 平成27年6月26日 (女性活躍加速のための重点方針2015)	(育介制度部分) 平成26年11月19日 (マタハラ部分) -	(育介制度部分) 平成27年8月7日 (マタハラ部分) -	平成27年9月28日	平成27年12月21日	諮問:平成28年1月13日 答申:平成28年1月15日	平成28年1月29日	平成28年3月29日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
4	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案	平成26年6月24日 (日本再興戦略改訂2014)	-	-	平成26年9月17日	平成27年1月23日	平成27年2月27日	平成27年3月17日	平成27年9月11日	平成27年9月18日	平成27年10月1日
5	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案	平成25年6月14日 (日本再興戦略)	平成24年10月17日	平成25年8月20日	平成25年8月30日	平成26年1月29日	諮問:平成26年2月21日 答申:平成26年2月28日	平成26年3月11日 平成26年6月22日審議未了により廃案 平成26年9月29日 平成26年11月21日衆議院解散により廃案 平成27年3月13日	平成27年9月11日	平成27年9月18日	平成27年9月30日
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案	平成26年6月24日 (日本再興戦略改訂2014)	-	-	平成26年8月7日	平成26年9月30日	平成26年10月7日	平成26年10月17日 平成26年11月21日衆議院解散により廃案 平成27年2月20日	平成27年8月28日	平成27年9月4日	平成27年9月4日

項番	法案名	骨太方針や日本再興戦略において文言として記載された時期	有識者会議の開始時期	有識者会議の結論が出た時期	労政審の分科会・部会にかけた時期	建議の時期	法案要綱の諮問・答申の時期	国会での法案審議の開始時期(法案の国会提出日)	国会での成立日	法律の公布日	施行日(複数日に分かれている場合には最も早い時期)
7	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案	平成25年12月7日(国家戦略特別区域法)	-	-	平成25年12月25日	平成26年2月14日	平成26年2月20日	平成26年3月7日	平成26年11月21日	平成26年11月28日	平成27年4月1日
8	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	-	①ストレスチェック及び面接指導の実施 平成22年5月31日	①ストレスチェック及び面接指導の実施 平成22年9月7日	平成22年9月15日	平成22年12月22日	平成23年10月24日	平成23年12月2日 平成24年11月16日 衆議院解散により廃案	-	-	-
			②受動喫煙防止措置の努力義務について 平成21年7月9日	②受動喫煙防止措置の努力義務について 平成22年5月26日							
			化学物質のリスクアセスメントの実施 平成25年8月6日	化学物質のリスクアセスメントの実施 平成25年10月29日	平成25年6月10日 →	平成25年12月24日	諮問:平成26年1月23日 答申:平成26年2月4日	平成26年3月13日	平成26年6月19日	平成26年6月25日	平成26年12月1日
9	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	-	平成23年2月3日	平成23年9月15日	平成23年9月27日	平成24年6月21日	平成26年1月23日	平成26年2月14日	平成26年4月16日	平成26年4月23日	平成27年4月1日
10	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案	平成25年6月14日(日本再興戦略)	平成25年6月20日	平成25年8月29日	平成25年10月10日	平成25年12月10日	平成26年1月23日	平成26年2月14日	平成26年4月16日	平成26年4月23日	平成26年4月23日
11	雇用保険法の一部を改正する法律案	平成25年5月19日(我が国の若者・女性の活躍推進のための提言)	-	-	平成25年5月23日	平成25年12月26日	平成26年1月16日	平成26年1月31日	平成26年3月28日	平成26年3月31日	平成26年4月1日
12	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	-	平成23年11月18日	平成24年8月3日	平成24年10月18日	平成25年3月14日	平成25年3月21日	平成25年4月19日	平成25年6月13日	平成25年6月19日	平成25年6月19日

項番	法案名	骨太方針や日本再興戦略において文言として記載された時期	有識者会議の開始時期	有識者会議の結論が出た時期	労政審の分科会・部会にかけた時期	建議の時期	法案要綱の諮問・答申の時期	国会での法案審議の開始時期(法案の国会提出日)	国会での成立日	法律の公布日	施行日(複数日に分かれている場合には最も早い時期)
13	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	-	-	-	平成24年11月29日	平成24年11月29日	平成25年2月20日	平成25年3月8日	平成25年5月10日	平成25年5月16日	平成25年5月16日
14	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	平成22年6月18日(新成長戦略)	平成22年11月5日	平成23年6月20日	平成23年9月12日	平成24年1月6日	平成24年2月23日	平成24年3月9日	平成24年8月29日	平成24年9月5日	平成25年4月1日
15	労働契約法の一部を改正する法律案	-	平成21年2月23日	平成22年9月10日	平成22年10月26日	平成23年12月26日	諮問:平成24年2月29日 答申:平成24年3月16日	平成24年3月23日	平成24年8月3日	平成24年8月10日	平成25年4月1日
16	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	-	平成20年2月14日	平成20年7月28日	平成20年7月30日	平成20年9月24日	諮問:平成20年10月24日 答申:平成20年10月29日	平成20年11月4日 平成20年12月24日継続審議 平成21年7月21日衆議院解散により廃案	-	-	-
			-	-	諮問:平成21年10月7日 答申:平成21年12月28日	-	諮問:平成22年2月17日 答申:平成22年2月24日	平成22年4月6日 平成22年6月16日継続審議(以降180常会まで継続審議)	平成24年3月28日	平成24年4月6日	平成24年10月1日
17	現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案	-	-	-	平成23年9月28日	平成24年1月6日	諮問:平成24年1月16日 答申:平成24年1月20日	平成24年1月27日	平成24年3月28日	平成24年3月31日	平成24年3月31日